

EC統合と女性

姫岡とし子

はじめに

1992年に行われた「マーストリヒト条約」批准の国民投票において、デンマークの女性の57パーセントが反対票を投じた。男性は56パーセントが賛成しているの、投票行動には明らかに男女差がある。30歳以下ではこの差がもっと大きく、女性は3分の2が反対、逆に男性は3分の2が賛成した。とくに強く反対したのは公共部門に働く女性で、男性ホワイトカラーや同じ女性でも管理職や中産階級の上の部分は賛成している。

スウェーデンも同様だ。94年11月にEU（ヨーロッパ連合）加盟は僅差で決定されたものの、激しい反対運動が起こり、その中心となったのはエコロジー運動や社会民主党にかかわる女性たちだった。同時期に実施されたノルウェーのEU加盟をめぐる国民投票では、女性は反対票が圧倒的に多かった。

スイスでは社会民主党や労働組合の女性はEU加盟に賛成したが、緑の党の女性は一丸となって反対した。同じ緑の党内でも男性の見解は賛否両論に分かれている。92年にEU反対運動が活発に展開されたさいには、緑の党の女たちが中心的な役割を演じている。1992年12月の国民投票では50.3パーセントという過半数をほんの僅かだけ上回る票でEU加盟が否決されたが、そのさい女性の反対票は60パーセントに達した。スイスの運命は、女性票の行方で決まったのだ。オーストリアでも、EU加盟に反対の女性は60パーセントと、男性の30パーセントの倍に達している。逆に加盟に積極的に賛成の女性は30パーセントにすぎないのに、男性は46パーセントである。

なぜ、男性より女性にEU反対の声が強いのだろうか。どうして女たちはヨーロッパ統合に積極的にならないのだろうか。本稿では、EUおよびその前身のEC（ヨーロッパ共同体）の男女平等政策を概観し、経済政策や社会政策に関するEUの新しい趨勢を視野に入れながら、ヨーロッパ統合が女性の生活にどんな影響を及ぼすのか考えてみたい。

ECによる男女平等政策の開始

現在、ヨーロッパ各国において男女平等の実現のためにさまざまな政策的配慮が行われている。そのためにECは非常に重要かつ牽引車的な役割を果たし、ヨーロッパでの男女平等推進のために大きく貢献してきた。

ECは、1957年設立当時の「ローマ条約」の段階ですでに男女同一賃金の原則を明確に打ち出していた（第119条）。ただし、当時のECが男女平等の実現を基本理念として重視していたわけではない。この条文の導入は男女の賃金格差が相対的に少なかったフランスの提案によるもので、女性賃金の低い他のヨーロッパ諸国に較べて経済競争力で劣ることを危惧したためである。提案の動機は、男女平等の理念ではなく、経済的理由にもとづいていた。それゆえ、加盟各国はこの条文を無視した。男女同一賃金は書類上の形式的なものにとどまり、実質化されることはなかったのだ。

男女平等に関するECの活動が本格的に開始されるのは、1970年以降のことである。60年代末から70年代初頭にかけての世界的なフェミニズム運動の高揚はECにとって大きな刺激となったし、国際女性年（1975年）を制定した国連もECに対して女性の地位向上のための施策導入を促した。これに応じてECは、70年代半ばから男女平等実現のための政策を数多く打ち出すようになる。さらに、工業化の進展による人手不足から女性労働力への需要が高まったことや、労働の質的变化に対応できる高度な労働力が要請されたことも、ECが女性政策に積極的に取り組む要因となった。

ECは1975年に男女同一賃金、76年に職業教育、就業、昇進、労働条件に関して男女を対等に扱う、78年には年金、失業、疾病、労働災害、傷害など労働現場にかかわる社会保障における男女平等という指令を發布した。ECの指令は法的拘束力を持ち、加盟各国の国内法への転化が義務づけられている。たとえば75年の指令に関して、ECはすべての加盟国に対し、男女の同一労働同一賃金の原則に適合しないような法律や条令をすべて廃止し、賃金契約で女性に男性と同一の賃金を保証するための法律を一年以内に發布するよう指導した。対応の遅い国には何度も警告を發し、指令にそった法律の制定を強く迫っている。

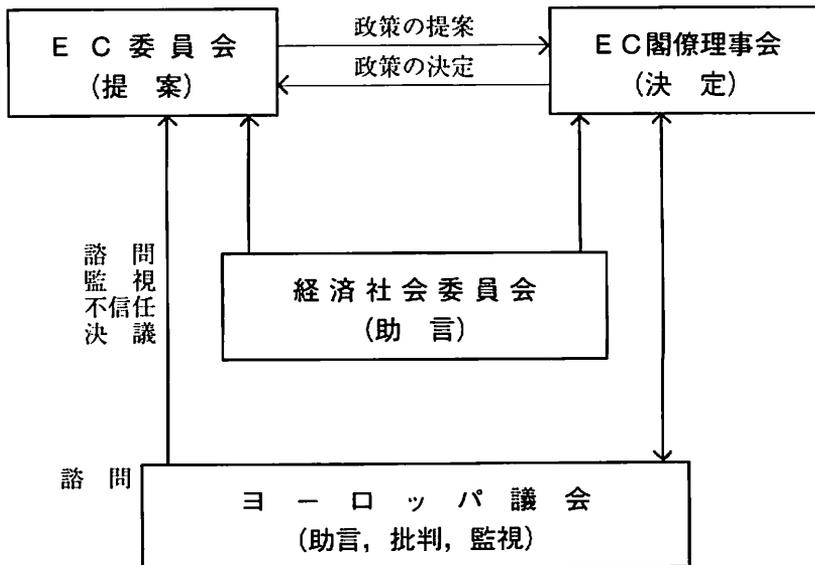
ドイツは加盟国のなかでも法制化措置の遅れた国で、80年ようやく男女同一賃金規定を定めている。同じくドイツは80年代に日本の雇用機会均等法にあたる女性就業促進法を發布し、クォータ制（女性にポストの一定比率を割り当てる制度）の導入や同じ能力なら女性を優先的に採用する女性の積極的登用策の実施に踏み切った。これにより職業上の男女平等の推進に拍車がかかったが、こうした法的環境の整備はECの圧力なしには考えられない。デンマークは他の北欧諸国と並んでヨーロッパでも男

女平等のもっとも進んだ国で、もちろんクォータ制も実施されているが、ECはこうした男女平等先進国の女性政策にさえ大きな影響を及ぼした。

男女平等実施機構の整備

ECは、1979年からヨーロッパ議会の直接選挙を実施している。女性議員比率は79年が12パーセント、84年16パーセント、89年18パーセント、94年20パーセントとじょじょに増え、北欧などの女性議員比率の高い国会には及ばないものの、加盟各国の国会での女性議員比率の平均は上回っている。ヨーロッパ議会は助言、批判、監視の機能を果たしており、各国の国会のような立法化の権限はもっていない。法案の採決は、加盟各国一名の代表から構成される閣僚理事会が担当している（図1参照）。女性進出の理由は、ヨーロッパ議会の権限の少なさにあるのかもしれない。とはいえ、議会には男女平等問題に熱意を燃やす女性議員が多く、彼女たちの尽力によって就業現場での女性差別の実態や女性差別を許す構造の存在について議会内で非常に幅広い視野に立って議論されるようになった。また、彼女たちの積極的な働きかけによってECの官僚機構のなかにさまざまな協議機関や助言機関が設置される。

図1 ECの政策決定構造



協議機関として設置されたのは、EC委員会の「社会・就業・教育部門」（第五総局）の「機会均等部局」（1982年）およびヨーロッパ議会の「女性の権利に関する恒常的委員会」（84年）である。ECの女たちはEC委員会に女性問題全般を専門的に扱う独立した部門の設置を要求しているが、まだ実現にはいたらず、この問題は第5総局の管轄下に置かれている。

EC委員会に男女平等に関する助言を行う機関としては、次のようなものが設置された。「女性問題に関する審議委員会」（82年）、「機会均等と各国の家族政策に目配りする専門家グループ」（82年-88年）、各国の女性運動と連携するための「ECネットワーク」（82年-89年）、女性の利害を代表するための圧力集団として「EC女性ロビー」（90年）。

このように、80年代にはEC内で女性問題を扱う制度的基盤がかなり整った。加盟国国内の女性運動に関しても、70年代は草の根レベルの運動が中心だったのに対し、80年代になると活動家のフェミニストが既成の制度機関に参入したり、あるいは彼女たちの手で新しい機関を設けたりする動きが目立った。フェミニズムの制度化によって女性の発言力が強まり、不十分ながらも女性問題を上から政治的に解決できる道が開けた。クォータ制の導入によって議員や上級職の女性の割合を増やすという施策は、その一例である。こうした各国でのフェミニズム制度化の動きはECに連動しているし、また逆にECからの各国への波及効果も大きい。フェミニズムの制度化という点に関しては、ヨーロッパの女性運動は大きな成果を上げたといえる。

制度面での成果として、もう一つ、行動計画の制定を上げることができる。このプログラムは、指令が公布されても各国の対応が遅れたり、また実現が困難だったりする現状を打破する目的で作られた。第一期は1982年から85年までで、その内容は、すでに公布された指令の厳しい監視、女性の雇用促進、性別労働市場の撤廃など機会均等のための積極的活動であった。たとえばドイツにおけるこの行動計画の重要な成果は、連邦、州、自治体に数多くの男女平等課や男女平等担当係が設けられたことで、これにより女性差別への監視が厳しくなり、女性の登用や啓蒙活動が活発に行われるようになった。

第二期は86年から90年までで、労働現場での男女平等に焦点を当てている。とりわけ、いくつかの職種にかたよりがちな女性に対し幅広い職業教育の選択肢を示すこと、情報分野への女性の参入の促進などが重点項目となった。新しいテクノロジーの分野に従事する女性の数を増やすため、女性を積極的に採用する企業には補助金を出すという方針も提案された。

こうした制度的基盤の確立とは対照的に、職業教育ないし各国で活動している女性運動や女性のネットワークとE C女性との間に友好的かつ効果的な協力関係が存在しているわけではない。例えば女性運動との連携を目的とするE Cネットワークに従事する加盟各国の代表者は、下からの運動グループで活躍する専門家のなかから選ばれるのではなく、E C委員会の依頼したコーディネーター一名の自由裁量で任命される。彼女たちは運動グループの意向を受けて活動しているわけではないので、女性運動とのつながりは薄く、また運動に影響を及ぼすこともできない。ここに、E C官僚機構の大きな欠点があるといえよう。地域の女性運動とE Cとの距離はあまりにも大きく、下からの声は巨大な官僚機構にはとどかない。せっきやくE Cは男女平等のための制度機関を充実させたのに、官僚フェミニズムとして孤立化し硬直化してしまう危険性を秘めているのである。

80年代以降のE Cの男女平等政策

70年代のフェミニズム運動は「女性は家庭」という性別役割規範の撤廃を目指し、女性も社会進出して男性と対等に活躍できることを目標としていた。80年代になると、エコロジーの観点が登場し、経済成長至上主義への批判が強まったこととも関連して、フェミニズムの目的は女も男もともに人間的な環境のもとで家庭生活と職業生活を両立させる男女共生志向型へとシフトしていった。そのためには、企業や市場の論理より生活者の論理を優先し、男性の家事や地域運動への参加を促したり、幼い子どもがいても働けるような労働環境を整備する必要がある。

また70年以降、ヨーロッパの各国で女性就業が大幅に増加している（表1参照）が、就業現場での女性の地位が改善されたとはいいがたい。ヨーロッパ全般的にみてパート就業が増加傾向にあるが、その圧倒的多数は女性である（表2参照）。労働力の調整弁に使われる女性の失業率は、男性を上回っている（表3参照）。もともと低い女性の管理職比率は、上級になるともっと低くなる（表4参照）。女性の地位の低い主な原因は、家事責任の大半を担う女性には男性のように「自由」に企業の要請に応じられないことにある。かつてのような「男は仕事、女は家庭」という性別分業こそ解消されつつあるが、今ではそれに代わって「男は仕事、女は家庭と補助労働」という新型性別分業が生まれている。こうした労働市場におけるジェンダー・ヒエラルヒーを解消するためにも、男性の家事参加と労働時間短縮などの就業形態の変化が要請される。

E Cの男女平等政策は、こうした要請にどう答えているのだろうか。はたしてE Cは、

80年代以降も70年代と同様にヨーロッパの女性政策のリード役となっているのだろうか。

80年代には、E Cの男女平等に関する指令はわずか二つしか発布されていない。すなわち86年の社会保障における男女平等を企業給付のものにまで拡大するという指令と、同年の男女の対等な扱いという基本原則を自営業にまで拡大するというものである。この二つとも70年代の指令の補完にすぎず、新しい方向性を示すものではない。その後は空白の時期が続き、92年によく妊産婦と授乳中の母親の保護に関する指令が出た。

表1 女性（15～64歳の就業年齢）の就業率（%）

国	1970	1980	1990	増加
ベルギー	39.8	47.0	52.4	+12.6
ドイツ(旧西)	48.0	52.8	55.8	+7.8
デンマーク	58.0	71.8	78.4	+20.4
スペイン	29.2	32.2	40.9	+11.7
フランス	48.5	54.4	56.6	+8.1
ギリシャ	31.2	33.0	43.5	+12.3
イタリア	33.5	39.6	44.5	+11.0
アイルランド	34.3	36.3	38.9	+4.6
ルクセンブルク	33.8	39.9	47.2	+13.4
オランダ	31.0	35.5	53.0	+22.0
ポルトガル	-	54.3	61.3	(+7.0)
イギリス	50.7	58.3	65.1	+14.4

出典：Kattein, P.180

表2 パート就業率の変化 (%)

国	年	全就業者 中のパート 就業者比率	全パート 就業者中の 女性比率
ベルギー	1970	4.07	90.3
	1985	8.60	86.10
デンマーク	1976	21	85
	1985	23	80
ドイツ (旧西)	1976	12.5	86.8
	1985	12.8	90.5
スペイン	1980	2.73	54.9
	1987	5.08	73.5
フランス	1975	8	78.1
	1988	12.0	83.6
ギリシャ	1981	16.9	42.5
	1985	17.5	37.4
アイルランド	1975	6.7	72
	1985	6.5	74.6
オランダ (週35時間以下)	1977	14.4	73.4
	1985	23.5	76.0
オランダ (週15時間以下)	1977	3.6	86.0
	1985	9.5	84.5
ポルトガル	1975	5.2	88.7
	1985	5.3	65.1
イギリス	1979	16.4	93.0
	1985	21.0	88.0

出典：Kattein, P.184

表3 失業率 (1992年) (%)

国	男性	女性
ベルギー	12.2	5.5
ドイツ (旧西)	5.1	4.1
デンマーク	10.8	8.4
スペイン	25.5	13.9
フランス	12.5	8.1
ギリシャ	12.9	4.8
イタリア	15.6	6.9
アイルランド	19.4	16.9
ルクセンブルク	2.8	1.5
オランダ	8.7	5.3
ポルトガル	6.5	3.4
イギリス	9.2	12.0
E C 加盟 120 国 平均	11.5	8.1

出典：Kattein, P.181

表4 上級および中級管理職に占める女性の割合(1981年)(%)

国	工 業		銀 行		保 険		商 業	
	上級	中級	上級	中級	上級	中級	上級	中級
ドイツ(旧西)	2	8	0	3	3	3	6	6
フランス	7	9	5	16	6	17	10	17
イタリア	2	8	3	1	3	4	5	9
オランダ	2	4	1	1	1	4	5	8
ベルギー	8	7	4	4	3	8	5	13
ルクセンブルク	4	5	2	3	0	5	13	20
アイルランド	3	4	0	2	0	5	4	5
デンマーク	5	5	0	1	0	5	4	24

出典：Kattein, P.188

指令の発布にみるかぎり、80年代以降のECは70年代ほどの成果を上げていない。男女共生という時代の要請や労働市場でのジェンダー・ヒエラルヒーを解消するための指令は、出ていないのだ。その原因の一つは、経済共同体としてスタートしたECには80年代半ばまで経済領域以外での権限は少なく、家族政策は加盟国の意思に委ねられていたことにある。いま一つ、ECの指令の決定過程にも問題がある。さらに、ECの男女平等政策の力点は就業現場での機会均等、つまり女性が男性と同じように競争できる前提条件を整えることにあり、女性の特殊な状況にはあまり考慮を払っていないことも影響している。後者の二つについては、行論のなかでもう少し詳しく検討する。

ECの担当者は、家庭責任と両立させながら男性に不利にならないように働ける環境整備の重要性を理解していなかったわけではない。「女性の権利に関する恒常的委員会」は女性の失業、保育、構造的な女性活用政策、夫婦合算課税システム、労働および保護、さらには中絶、生殖テクノロジーなど身体に関する分野や、89年の壁の崩壊以降あらたに生じた旧東ドイツにおける女性問題や外国人問題などに関しても調査を行った。これらのテーマの多くはヨーロッパ議会で審議され、議会決定という形でEC委員会に送られている。これにそって委員会は指令の立案を行い、議決は12加盟国の代表から構成される閣僚理事会が行う。社会政策分野での指令の制定には原則的に全閣僚の同意が必要なので、一国でも反対すれば成立しない。

80年代以降には、議会の度重なる要請にもかかわらず、閣僚理事会レベルで次のような指令の制定が見送られている。

1. パート就業は雇用される側の自由意思にもとづき、これを差別してはならない(83年),

2. 両親育児休暇（最低3ヶ月）および家庭的理由もとづく休暇（84年）、
3. 社会保障における男女平等に死別配偶者への年金、家族手当、年金支給年齢という項目を加える（89年）、
4. 女性差別裁判の事実認定にさいして被告に差別をしていないという証拠の提出義務を課す（89年）、
5. 企業内福利厚生や企業内教育、共同決定、社会保障、賃金に関してパート就業および一時雇用とフルタイム就業とを対等に扱う（91年）、

もっとも強く反対したのはイギリスで、しばしば拒否権を発動して指令の制定を阻止している。サッチャー内閣の成立以来、イギリスは家庭と職業の両立を可能にするための法案には一貫して反対している。他にも、女性の失業に対する特別措置（83年）、課税所得税における夫婦合算税を個人課税に改める（86年）、家族政策（88年）、保育施設の拡充（91年）、就業現場におけるセクシャル・ハラスメント（91年）など、家庭と仕事の両立を可能にし、かつ構造的に弱者になりがちな女性労働を保護する性質のものが、指令から法的拘束力をもたない〔伝達〕ないし〔推奨〕に格下げされた。財政負担の増加に同意できない一部企業家の強固な反対とともに、ここでもイギリスの拒否姿勢が貫かれている。

閣僚理事会の全会一致の原則に阻まれて、提案された指令のほとんどが挫折ないし未決定のままに終わった。こうして80年代以降、女性問題を扱う制度的基盤が整ったにもかかわらず、E Cの男女平等政策は行動計画の分野を除いて時代の要請に答えるような改善策を打ち出すことはできなかった。E Cの保障する女性の社会的権利は不十分なままにとどまっている。それにしても、なぜイギリスは企業や国家の財政負担の増加を伴う社会政策や家族に好意的な働き方に反対するのだろうか。

E Uの選択 — ソーシャル・ヨーロッパかネオ・リベラリズムか

イギリスの反対は、サッチャーからメージャーにいたるネオ・リベラリズムの政治路線の必然的帰結である。経済効率を重視するイギリスは、福祉は国家の経済的負担を増大させる、社会政策による規制と労働者保護は市場の活力と競争力を低下させることになる、真の社会的側面とは新しい雇用の創出による失業の減少である、という理由で社会政策の拡充に反対の立場を取った。こうした観点から、イギリスは労働力のコスト増加や労働条件の改善につながりかねない男女平等政策を拒否したのだ。しかし、イギリスのこのソーシャル・ダンピング路線は、E Cの全体構想とは異なっている。

ヨーロッパ統合を準備するにあたり、ECは80年代の半ばからドロール・ミッテランの社会民主主義路線のもとソーシャル・ヨーロッパの建設を目指して社会的側面を重視した。そのためECは労使協調と市場統合に伴うソーシャル・ダンピングの防止を目的とする「社会憲章」を作成し、共通の社会政策を実現しようとした。この憲章のさだめる12項目の基本的社会権のなかには男女の均等待遇も含まれている。しかし、ネオ・リベラリズムの立場をとるイギリスにとって、この憲章の主旨は受け入れがたいものだった。結局、「社会憲章」はイギリスをのぞく11カ国で採択されることになる。

「マーストリヒト条約」でも、当初はEUに社会政策に関する大きな権限を委譲する考えだったが、「社会憲章」のときと同様に、イギリスはこの分野での国家主権の維持という立場を譲らなかつた。ソーシャル・ヨーロッパかネオ・リベラリズムかという路線上の対立に直面して、ECは妥協の道を見つけることはできなかった。それゆえ、ヨーロッパ共通の社会政策は、「マーストリヒト条約」とは別の「付属議定書」によってイギリス以外の加盟国の間で推進されることになったのである。

イギリスの離脱によって、ヨーロッパ福祉国家の実現という理念は大幅な後退を余儀なくされた。とはいえ、拒否権の行使によって男女平等の領域をはじめ社会政策の立法化を阻んできたイギリスが抜けたことによって、残りの国は共通の社会政策を推進しやすくなった。社会政策前進の前提条件を整えるため、かねてよりの懸案であったECの立法権を高めることになり、社会政策の一部の領域で、これまでの閣僚理事会全会一致の原則に変わり多数決制が導入される。社会保障の領域ではまだ全会一致制だが、男女の機会均等と対等待遇については多数決で決定できることになった。これにより、80年代に停滞ぎみであった男女平等政策にあらたな息吹が芽生える可能性が出てきたといえる。

とはいえ、今日の厳しい経済情勢のもとでは、ソーシャル・ヨーロッパの実現は前途多難で苦戦を強いられている。不況の長期化や失業者の増大とともに、ネオ・リベラリズム的思考がEC全体にじょじょに浸透している。経済の停滞の原因が国際競争力の欠如にもとめられ、日本やアメリカなどアジア太平洋地域との国際競争力に対抗できるヨーロッパ市場の形成という要請が強まってきた。その結果、成長、競争を重視する市場志向型政策が幅をきかせるようになり、EC内では社会政策の抑制を含めた公的支出の削減や企業負担の軽減、規制緩和という動きが活発化している。当然のことながら、ECのジェンダー政策もこうした趨勢の影響を強く受けている。

現在、EUのジェンダー政策には対立する三つの立場がある。第一はソーシャル路

線にもとづく男女共生構想で、職業と家庭の両立に重点を置いている。そのための具体的措置として両親育児休暇、育児システムの社会的支援、フレキシブルな労働時間の採用などが挙げられる。また長期的には、家事労働に社会的な権利を与えることによって、男性のこの分野へのかかわりを強めようとする。しかし、その実現のためには国家と企業による高額の財政負担が必要になり、福祉国家の拡充の方向性を取らなければならない。

第二は保守的な家族擁護路線で、社会的保育の方向性には基本的に反対であり、育児休暇の延長による女性の一時的な家庭復帰を支援し、家庭保育への財政的援助を行うというものである。家族基盤の強化という観点から、家族の解体につながりかねない女性個人への援助は避けている。

第三の立場はネオ・リベラリズム路線で、法的・形式的な男女平等の徹底化を目指している。ここでは女性も男性と同様に市場の要請に柔軟に答える労働力とみなされており、社会政策による女性の保護ではなく、女性が自由な個人として労働市場で男性と対等に競争できる環境を整えようとする。したがって一方では女性差別の撤廃と機会均等の徹底化を目指すとともに、他方で深夜労働の禁止などの女性保護の撤廃や国家による社会保障の制限によって女性が市場にとってより「魅力的な」労働力となることを求める。保護や保障を犠牲にした平等の追求だ。家族政策においても財政的支援を含めた国家介入をできるだけ縮小し、家族成員の自由意思と自己調整に委ねようとする。

70年代には第一の立場が優勢だったが、80年代における男女共生志向の指令の挫折やネオ・リベラリズム型経済政策のE Cへの浸透にみられるように、現在のE Cのジェンダー政策はしだいに第三の立場に傾いている。たしかに「社会憲章」の「平等待遇条項」には「男女が職業と家庭責任を両立できるような手段を発展すべき」という新しい方向性も含まれており、1991年から95年までの第三次行動計画には従来の指令の実施動向の監視、女性による起業活動の促進、セクシャルハラスメントに対する男女の人間の尊厳の保護といった項目に加えて、再就職促進や育児施設の充実も挙げられている。だが、市場志向の強まりのなかで、福祉拡充をともなうジェンダー政策や家庭に好意的な働き方への支援政策は後景に追いやられているのである。

ネオ・リベラリズムのジェンダー政策のもとでは、就業現場での機会均等にはそれなりの配慮がなされているため、一部の女性は男性なみの活躍を保証されることになる。だが、家庭責任と両立させながら男性に不利にならないように働くための環境整備は不十分なため、大半の女性は男性と同じスタートラインに立つことができず、競

争する前からすでに敗者であることを宣告されている。これでは、パート就業、低賃金、補助的業務という女性特有の就業形態を変革できる可能性はないに等しい。旧東ドイツの経験は、経済効率重視路線のもたらす結果は男性より女性の方により厳しいものなることを、あからさまに伝えている。

市場統合の敗者となった旧東ドイツの女たち

ベルリンの壁が崩壊する直前の旧東ドイツでは、就業年齢にある女性の実に90パーセントが職に就いていた。女性就業は当然のことで、専業主婦という選択肢はないに等しかった。家庭と仕事の両立のための社会政策は、非常に充実していた。一年間の有給の育児休暇、乳児から学童の年齢にいたるまで完備された無料の保育システム、月に一度の家事休暇、子どもが病気になった場合の有給休暇など。たしかに育児負担のある女性は国営企業や国家官僚機構の上級職にはあまり進出していなかったのも、市場経済の場合と同じように就業現場でのジェンダー・ヒエラルヒーは存在していた。それでも一般的には、子どもの存在が労働力としてハンディになるようなことはなかった。

ところが、市場経済の導入によってこの状況は一変する。1990年7月の通貨統合の後、競争力を失った旧東ドイツ経済は壊滅し、失業者が続出した。91年1月段階では約9パーセントだったものが、1年後には19パーセントあまりまで上昇し、その後は16パーセント前後で推移している。ただし、このなかに早期退職者、操業短縮による短時間労働者や自宅待機者、育児休暇中の女性、職業の再訓練を受けている人びと、雇用創出措置による期限付き就業者は含まれていないので、事実上の失業者の数は統計よりはるかに多い。また旧西ドイツ地域の失業率は東の半分あまりにすぎないので、東の経済がいかに厳しい状況に置かれているかがわかる。求職者が労働力需要を上回っているため、使用者側は自分たちの論理を貫ける強い立場にある失業者の男女比率は、通貨統合直後はほぼ同数であった。その後じょじょに格差が開き、92年1月以降、94年末にいたるまで女性が21パーセントあまりなのに対し、男性はその半分だ。男性は失業しても再就職が比較的容易なのに対し、女性は難しいため、格差は開いたままである。とりわけ幼い子どもをかかえた女性や高齢の女性、それにシングルマザーの再就職は絶望的だ。効率重視の市場の論理のもとでは、こうした女性がハンディのある労働力とみなされて不利になる実態が、ここに如実に示されている。さらに、働きたくても子どもを預ける保育所がないため働けない女性もいるし、有料化された保育料の高額負担が重荷になって就業に二の足を踏む女性もいる。旧東ドイツ時

代のような90パーセントの女性就業率はもはや達成不可能、という予測が大勢を占めている。就業面に関しては、女性は確実にドイツ統一の敗者になった。

しかし、就業に意欲を燃やす女性たちは、個人レベルでさまざまな生き残り策を講じている。一つは、職業訓練を受けて自らの労働力としての価値を高めること。いま一つは、労働力としてのハンディをなくすことで、子どもを産まない女性が増えた。統一後の2年間で出生率は50パーセントあまり低下した。さらに、91年から避妊手術を受ける女性が激増し、手術の証明書をもって就職活動に走り回る女性が目立った。暗に証明書を求める経営者もいて、この問題は一時、大きな社会問題となった。仕事も子どもも両方とも手に入れていた東の女性は、仕事か子どもかというかつてなかった二者択一を迫られることになった。市場の論理が貫徹する状況のもとでは、女性は大きな犠牲を強いられるのである。

女性のE U反対の理由

女性はなぜE Uに反対するのか、という最初の問いに戻ろう。北欧はヨーロッパ内でもっとも男女平等が進んだ地域で、これを支えているのが高水準の福祉である。公共部門にはたらく女性も多い。スウェーデンでは公共部門の就業者の三分の二が女性で、民間では逆に三分の二が男性である。

国際競争力の強化をめざすE Uに加盟すると、スウェーデンをはじめとする北欧は「小さな政府」化を迫られることが予想される。女たちは、この政策のもたらす結果をすでに体験済みである。すなわち90年初頭に誕生したスウェーデンの保守・中道政府の民間活力重視路線と公共部門削減政策によって、多くの女性公務員が失業した。こうした経験から、女たちは公共部門のスリム化による失業を恐れ、E U加盟に反対する。また高水準にある北欧の福祉に関しても、ヨーロッパ格差の平準化という方向がとられると、縮小をせまられることになる。たとえ従来の福祉政策が堅持されとしても、経済統合により関税が廃止され、25パーセント台の消費税が他のヨーロッパ諸国並みの10パーセント台に引き下げられると、財源がなくなって政策遂行に支障をきたし、必然的に見直しをせまられる。女たちのE U加盟反対の最大の理由は、従来の福祉政策が維持できなくなることだ。市場優先主義が前面に押し出される状況のもとでは、いくらE Uが男女平等のために努力しても、女性の地位改善は望めないのである。

さらに北欧では、スウェーデンの国会議員の40.4パーセント（94年）、ノルウェーの国会議員の35.7パーセントと閣僚の47パーセント（91年）が女性であることに示さ

れているように、政治決定過程への女性の参入比率が非常に高い。北欧が女性に好意的な政策を実施できるのも、こうした政治的背景があるからだ。もちろんEU加盟によってこうした基盤が脅かされることはない。ただ、政治や経済の重要な問題の多くが今まで以上に超国家レベルの官僚や経済団体の意向によって決まることで、自分たちの自律性や独自性がそこなわれることを危惧している。また決定機関がヨーロッパという巨大な機構に移ると、それだけ不透明性が増し、住民の意向が届きにくくなることによって、民主主義の手続きに損傷をきたす危険性があると考えるのである。

おわりに

本稿では、ECはヨーロッパの男女平等の推進に大きく貢献した歴史をもつにもかかわらず、現在の経済政策と社会政策のもとでは一部をのぞいて女性の地位の改善は望めず、むしろ悪化する可能性さえあることを指摘した。EUは一方では就業現場での男女平等の推進のために尽力し、また近年、かつては軽視していた再生産の領域にも一定の配慮を示しはじめている。それでも、効率重視と競争力の強化という市場論理重視型路線、巨大資本の論理は、多くの女たちの利害になじまない。だからこそ女性性は、統合の行方に不安を隠せないのだ。

こうした不安を除くためには、まず懸念されるソーシャル・ダンピングを阻止し、市場の論理に女の側からさまざまな修正を加えていかなければならない。さらに、もっと積極的な方向として、国境を越えるというEUの理念をジェンダー政策でも実践し、まだ国家レベルでしか存在しないすぐれた個別の政策をヨーロッパ規模に拡大していくことが考えられる。たとえば、オランダの中絶の自由化、旧東ドイツの保育システム、北欧およびフランスのパート就業への社会保障、北欧の福祉、イギリスの反レイシズムへの取り組みなどが、その模範例となるだろう。

ただ、ヨーロッパ化をいう場合に注意しなければならないことがある。本稿ではECのジェンダー政策について述べ、関連事項について各国の状況にも少し触れたが、それはEC内での経済強国の場合に著しく偏っている。もちろんこれは私個人の関心と知識の程度によるところが大きいですが、それだけではなく、ECのジェンダー・ポリシーが主に先進諸国の状況に見合う形で実践されていることとも関係している。男性中心の支配システムはヨーロッパ共通のものだが、その内容はそれぞれの国や地域の文化的・社会的背景によって異なっている。今後はこうした多様性にもっと配慮しながら、男女平等の実現を目指していく必要があるだろう。

主要参考文献

- 国立国会図書館内 E C 研究会編『新生ヨーロッパの構築 — E C から欧州連合へ』(日本経済評論社・1992年)。
- 姫岡とし子『統一ドイツと女たち — 家族・労働・ネットワーク』(時事通信社・1992年)。
- 原ひろ子・大沢真理編『変容する男性社会 — 労働, ジェンダーの日独比較』(新曜社・1993年)
- 篠田武司「E U と社会政策」『立命館産業社会論集』30巻1号(1994年)105~122ページ。
- Susanne Schunter-Kleemann (Hg.), EG-Binnenmarkt -EuroPatriarchat oder Aufbruch der Frauen, Bremen 1990.
- Susanne Schunter-Kleemann (Hg.), Herrenhaus Europa - Geschlechterverhältnisse im Wohlfahrtsstaat, Berlin 1992.
- Europa einig Vaterland? beitrage zur femisnistischen theorie und Praxis. 16.Jg.Nr.34, Köln 1993.
- Mattina Kaltefleiter, Frauenerwerbstätigkeit in der EG. Perspektive für die 90er Jahre, Frankfurt/M/New York. 1994.
- Elke Biester u. a. (Hg.), Das unsichtbare Geschlecht der Europa. Der europäische Einigungsprozeß aus feministischer Sicht. Frankfurt/M/New York, 1994.